

遊佐町消防・防災資機材庫に係る個別施設計画

第1章 消防・防災資機材庫施設計画策定の背景、目的と位置づけ

(1) 策定の背景と目的

我が国において公共施設等の老朽化が大きな課題です。これを受けて、国も地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むことを要請しています。

(2) 公共施設等総合管理計画と個別施設計画との関係

公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画です。

公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、遊佐町消防・防災資機材庫に係る個別施設計画を策定します。

第2章 遊佐町消防・防災資機材庫に係る個別施設計画の対象施設、計画期間

(1) 対象施設の一覧

対象施設は別紙のとおり

(2) 計画期間

平成29年度（2017年度）～平成38年度（2026年度）までの10年間とします。

第3章 遊佐町消防・防災資機材庫に係る個別施設計画を取巻く現状と課題

遊佐町消防・防災資機材庫は主に遊佐町消防団の消防用ポンプ車や小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプを主とする消防・防災用資機材を格納するための資機材等である。

施設は遊佐町消防団第1分団から第6分団に各班に配備されている消防用ポンプ毎に整備されており、消防団各班が資機材庫としての管理と活動の打合せ等を含めて利用している。

施設の課題としては、資機材の保管と消防団の活動拠点を維持していくためには、老朽化施設の更新整備が必要となる。現状でも老朽化施設の更新整備は順次行っていることから、今後も老朽化の著しい施設や積載車の導入等による資機材の更新時期、消防団の班体制の見直し時期等に併せて順次行っている必要がある。

第4章 対策の優先順位の考え方

(1) 優先順位の考え方

遊佐町消防・防災資機材庫の更新に係る優先順位の考え方としては、消防団各分団の基幹的施設を優先する必要がある。具体的には、各分団に配備されている車両、消防用ポンプ車及び小型動力ポンプ付積載車を格納するための施設を優先する。

上記を優先しつつ、各施設の劣化状況を判断しながら更新を行う。
劣化状況については、屋根、外壁の劣化、内部木材の老朽度を目視により判断する。

(2) 施設評価

上記の優先巡視を考慮し、建築年数の古いものから目視により各施設の状態を判断する。

第5章 個別施設の状態等

(1) 劣化度、老朽化度調査

建築年数が昭和44年以前の施設について、屋根、外壁の劣化、内部木材の老朽度を目視により調査する。

調査結果により、優先施設に該当するかを確認し、優先すべき施設でないとすれば更新の必要性について消防団と検討する。

(2) 利用状況等

遊佐町消防・防災資機材庫は定期的（月1回程度）に消防団によって資機材の点検等のために利用されている。施設の不具合等に関しても定期利用時に報告を受けることとしている。

第6章 対策内容と実施時期（実施計画）

(1) 再配置に関する基本方針

遊佐町消防・防災資機材庫は遊佐町消防団の組織である各分団と分団内の部反体制に対応している。遊佐町消防団条例により定員は700名と定められているが、近年は少子高齢化等から団員定数の確保が難しい状況が続いている。このため、定員の確保できない部班を統合し活動体制を維持している現状にある。

このため、遊佐町消防団では定員数の見直しを行う方向で検討に入る予定であり、併せて各分団の部班体制の見直しを行いながら、施設の再配置を検討する。

(2) 保全に関する基本方針

遊佐町消防・防災資機材庫の保全に関しては、適正な活用と修繕必要な箇所の適正な修繕に努める。

(3) 工程表及び対策費用

工程表及び対策費用は別紙のとおり

第7章 今後の対応方針と本計画の実現に向けて

平成30年度から平成32年度までの期間を遊佐町消防団定数見直しのための検討期間とし、その間は各分団の基幹施設の中でポンプ車導入と併せて必要となる改築、並びに大規模修繕による施設の長寿命化を講じる。

平成33年度から平成35年度までの期間は、遊佐町消防団の定数見直し及び各分団の部反体制見直しにより、必要と判断される小型ポンプ庫の内老朽化しているものから順次各分団単位で年間1箇所程度の改築を行う。

平成35年度以降は優先度の高い施設の長寿命化を図るための措置を講ずる。

以上のような方針に基づいて、遊佐町消防団と計画の実現に向けて協議しながら進めるが、積載車の新規導入の検討と併せて順次計画の見直しを行うこととする。